

渡邊本人訴訟！共同本人訴訟（Ⅰ） 大阪地裁の不当判決を許さない！

3月30日、渡邊さんボーナスカット本人訴訟・共同本人訴訟（Ⅰ）に対して大阪地方裁判所は「原告の請求を棄却する」という不当判決を下しました。

渡邊本人訴訟は、平成24年の冬と平成25年の夏のボーナスカットに対して、不当なボーナスカットの撤回を求めて平成25年11月に労働審判を立ち上げ、その後、渡邊本人訴訟から共同本人訴訟（Ⅰ）と併合させて闘ってきた裁判です。

共同本人訴訟（Ⅰ）は、平成26年の冬のボーナスカットに対して山口さん、田川さん、島津さん、渡邊さんが共同で、不当なボーナスカットの撤回を求めて闘ってきた裁判です。

大阪地方裁判所は、いずれも、争点となった管理者の注意・指導の存在について、決定的な証拠がない中で、会社の主張を鵜呑みにして、原告の主張については「注意指導を受けていないと主張するにすぎず、有効な反証を行っていない。」と一切認めない不当判決を下しました。しかし、この裁判闘争で不当なボーナスカットに関わった全ての管理者26名を証言台に立たせて尋問を行い、職場の中に管理者証言の矛盾点や不当性を広げてきました。その結果、不当なボーナスカットを「0」にさせました。

本人訴訟地裁判決報告集会を開催

同日、関西地本は、西町甲東会館において、組合員・OBなど50名が結集する中、ボーナスカット共同本人訴訟（Ⅰ）判決報告集会を開催しました。

集会は、熊澤地本執行委員の司会ではじまり、主催者を代表して浦谷地本副委員長から不当判決への怒り、これまでの裁判闘争の意義と成果が明らかにされました。

来賓として本部木下書記長、新幹線地本成田委員長から「不当判決を許さず闘いの成果を拡げていこう」と連帯のあいさつがありました。その後、定岡弁護士から判決の詳細な説明を受けました。職場では、私たちのこの間の闘いが会社に大きなプレッシャーをかけてきました。ボーナスカット「0」、出向者の関連会社への復帰だけでなく年休完全消化の闘い、新幹線車内業務の見直しの闘いへと更に拡げていきましょう！

